

平成28年4月の地震災害により被害を受けられた方へ

この度の熊本地震により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
なお、今回の地震災害により被害を受けられた方の相続税及び贈与税については、次の税制上の措置（手続）等がありますのでご確認ください。

申告・納付等の期限の指定

- 熊本県に納税地を有する方については、平成28年4月14日以降に到来する申告・納付等の期限が、別途国税庁告示で指定する期日まで自動的に延長されていましたが、今般、次のとおり申告・納付等の期限が指定されました。

市町村名	申告・納付等の期限
熊本市、益城町、御船町、西原村、南阿蘇村	平成28年12月16日（金）
上記以外の市町村	平成28年11月30日（水）

災害により申告等が期限までにできない方

- 災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないときは、税務署に申請することにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が個別に延長される場合があります。

災害により住宅や家財などに損害を受けた方 （平成28年4月13日以前に相続又は贈与により財産を取得した方）

- 平成28年4月13日以前に相続又は贈与により取得した住宅や家財などについて、災害により損害を受けた場合には、申請等を行うことで、相続税又は贈与税の減免措置を受けられる場合があります。

災害により被害を受けた住宅や家財などを取得した方 （平成28年4月14日以降に相続又は贈与により財産を取得した方）

- 平成28年4月14日以降に、災害により被害を受けた住宅や家財などを相続又は贈与により取得した場合には、損害の程度に応じて、財産の評価額が減額される場合があります。

詳しくは、熊本国税局HPをご覧ください。最寄りの税務署又は電話相談センターまでお問い合わせください。

熊本国税局HP（ www.nta.go.jp/kumamoto/ 又は **熊本国税局** **検索** ）

※トップ画面から「平成28年熊本地震に関するお知らせ」を選択してください。

- 災害等にあつたときの税務上の取扱いに関する照会事例を取りまとめた「平成28年4月の熊本地震災害により被害を受けられた方の税務上の措置（手続）FAQ」を熊本国税局HPに掲載しておりますので、参考としてください。